○国土交通省告示第千百七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の廃止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十三年十一月八日

国土交通大臣　前田　武志

一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人明倫館
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　国土建設学院
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第3―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　東京都小平市喜平町二丁目一番一号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十三年九月二十八日

○海上保安庁告示第二百四十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三八度二四分一八秒東経一四二度四九分二九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三八度四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十三年十一月十六日から平成二十三年十一月三十日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第四十一号（平成二十三年十月二十一日発行）により通報

○海上保安庁告示第二百四十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三三度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十三年十一月二十三日から平成二十三年十一月二十七日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　四管区水路通報第八百六十項（平成二十三年十月二十一日発行）、五管区水路通報第四十四号（平成二十三年十一月十一日発行）により通報

○海上保安庁告示第二百四十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三三度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯三三度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十三年十二月九日から平成二十三年十二月二十二日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第四十六号（平成二十三年十一月二十五日発行）、四管区水路通報第八百六十一項（平成二十三年十月二十一日発行）、五管区水路通報第四十六号（平成二十三年十一月二十五日発行）により通報

○関東地方整備局告示第四百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月八日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	木村　弘美、広瀬　江理

(2)　変更年月日
平成二十三年十一月一日